

平成 31 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会  
会 議 録

第 1 回（2 月）定例会

2 月 7 日開会～2 月 7 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



平成31年第1回(2月)伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程(第1号)	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○仮議席の指定	2
○選第1号議長の選挙	2
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名について	3
○会期の決定について	3
○諸般の報告	3
○行政報告	3
○一般質問	4
西島信也君	4
田中正男君	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○閉会の宣告	25
○署名議員	26



平成31年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成31年2月7日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 仮議席の指定  
日程第2 議案第1号 議長の選挙について  
日程第3 議席の指定  
日程第4 会議録署名議員の指名  
日程第5 会期の決定  
日程第6 諸般の報告  
日程第7 行政報告  
日程第8 一般質問  
日程第9 議案第1号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第4回）  
日程第10 議案第2号 平成31年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算  
日程第11 議案第3号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 鈴 木 正 人 君
3番 西 島 信 也 君	4番 杉 山 誠 君
5番 笹 原 恵 子 君	6番 八 木 基 之 君
7番 柴 田 三 敏 君	8番 田 中 正 男 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 小 野 登志子 君	副 管 理 者 菊 地 豊 君
会 計 管 理 者 城 所 章 正 君	事 務 局 長 望 月 昌 浩 君
計 画 係 長 渡 辺 一 仁 君	計 画 係 長 浅 田 克 彦 君

---

職務のため出席した者の職氏名

書 記 西 島 圭 美

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○副議長（田中正男君） おはようございます。副議長の田中でございます。ただいま議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより平成31年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○副議長（田中正男君） 最初に、伊豆市議会選出の、波多野靖明議員、間野みどり議員、西島信也議員、杉山誠議員から、平成30年10月31日をもって組合議員を辞職する旨の辞職願が提出され、11月1日の伊豆市議会臨時会で選挙を行った結果、新たに、波多野靖明議員、鈴木正人議員、西島信也議員、杉山誠議員が組合議員に当選されましたことをご報告いたします。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（田中正男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎仮議席の指定

○副議長（田中正男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎選第1号 議長の選挙

○副議長（田中正男君） 日程第2、選第1号、議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（田中正男君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（田中正男君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。議長に杉山誠議員を指名します。

○副議長（田中正男君） お諮りします。ただいま議長が指名しました杉山誠議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（田中正男君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました杉山誠議員が

議長に当選されました。当選されました杉山誠議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

杉山誠議員、当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

〔議長 杉山誠君登壇〕

- 議長（杉山誠君） 皆様おはようございます。ただいま議長に推挙されました、杉山誠でございます。前回に引き続き、議長の職をお受けすることとなり、その責任の重大さを痛感しております。この組合が進めております新ごみ処理施設も、いよいよ入札公告ということで進んでまいりました。現状のごみ処理施設の老朽化という喫緊の課題を抱えた中での、スムーズな事業の進行が求められている中であります。議長といたしまして円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様のご協力をどうかよろしくをお願い申し上げます。以上でございます。
- 副議長（田中正男君） これにて議長の職務を終了し、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。杉山議長、議長席にお着きください。

#### ◎議席の指定

- 議長（杉山誠君） それでは、議長を務めさせていただきます。  
日程第3、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの議席のとおり指定をいたします。

#### ◎会議録署名議員の指名について

- 議長（杉山誠君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番笹原恵子議員、6番八木基之議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定について

- 議長（杉山誠君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）
- 議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

#### ◎諸般の報告

- 議長（杉山誠君） 日程第6、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査及び定期監査の結果の報告につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

- 議長（杉山誠君） 日程第7、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。  
〔管理者 小野登志子君登壇〕
- 管理者（小野登志子君） 皆様おはようございます。平成31年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。早速ですが、平成31年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

はじめに、新ごみ処理施設整備・運営事業の補正予算についてであります。新ごみ処理施設整備・運営事業の補正予算、債務負担行為につきましては、昨年5月9日の組合議会臨時会での否決を受け、要求水準書の一部修正を行い、事業費の削減を行いました。新たな事業費につきましては、9月12日・10月3日の組合議員説明会、9月20日・9月21日の両市市議会議員説明会を経て、10月23日の組合議会臨時会にてご審議いただき、議決をいただいたところでございます。

次に、新ごみ処理施設整備・運営事業の進捗状況についてであります。昨年10月の臨時会にて、入札公告を行うための債務負担行為が議決されたことから、組合では、11月16日に新ごみ処理施設整備・運営事業の入札公告及び入札説明書等の公表を行いました。以後、1回目の入札説明書等に関する質問受付・回答公表を経て、入札参加資格審査書類を受け付け、12月27日に入札参加資格審査結果の通知を行い、その後、本年1月に応募者の現地見学会、2月には応募者との対面による概要説明会を実施しております。今後は、2回目の入札説明書等に関する質問受付・回答公表を実施し、4月4日までは、応募者から事業提案書を提出していただくこととなります。事業者については、総合評価方式により最優秀提案者の選定を行い、6月下旬に落札者を決定する予定であります。

結びにあたり、本年は、事業者を決定し、いよいよ事業に着手するという、大きな節目の年となります。2022年10月の施設本格稼働に向け、着実に事業の進捗を図ってまいりますので、議員の皆様にはご理解、ご協力をお願いいたしまして、行政報告といたします。以上です。

#### ◎一般質問

○議長（杉山誠君） 行政報告が終わりましたので、日程第8、一般質問を行います。今回は、2名の議員より、発言の通告がございました。質問は受付順に発言を許可します。申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということでお願いいたします。また、質問時間は、再質問を含めて、30分以内とされておりまして、通告時間内をお願いいたします。なお、質問通告時間の残りにつきましては、残時間表示計に表示されます。また、終了3分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。これより順次質問を許可します。最初に、3番、西島信也議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也でございます。私は、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。最初に、3点ありますが、建設事業費の削減についてということでございます。昨年10月に、新ごみ処理施設整備・運営事業の債務負担行為額206億6,700万円あまりが、議決、可決されましたが、この206億数千万円という額に対し、伊豆市、伊豆の国市両市民から、建設事業費が異常に高額すぎるという声があちこちから噴出しております。両市の財政状況は、税収減、この要因は人口減になってくるかと思いますが、年々悪化していくと思われませんが、新ごみ処理施設建設事業費の削減は必ずや実現しなければならないことであると考えられます。そこで、次の項目につきましてお尋ねをいたします。

1番目。建設事業費の債務負担行為額がこれほど高額になった要因は何でしょうか。

2番目。基本計画の見直し。焼却トン数の減。これは、現在82トンということでございますが、これをさらに減量しないのか。あるいは、発電設備のいる・いらぬ。これ

をさらに検討しないのか。DBOの可否。20年の維持管理費一括契約は、あまりにも先の見通せない中、これは問題ではないか、というようなことがあるわけですが。基本計画が決まって、これによって入札公告が今、行われているということですが。

しかし、とにかく、206億円は高すぎるということでございまして、3番目になります。この建設事業費のこれからの削減。5月9日の議会の時には220億数千円が否決されて、10月になりまして206億と。14億円あまりが削減されたわけですが、これも非常に削減幅は少ない。中には、100億円削減できるのではないかと、という声もあるわけですが、この辺につきまして、管理者のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（杉山誠君） ただいまの西島議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 西島議員のご質問にお答えします。1、建設事業費の債務負担行為額が高額になった要因について、でございます。近年、建設資材や人件費等の高騰により、当組合の事業についても、数年前の事例と比較すると金額が上がっていることは事実であります。しかしながら、以前からお示ししておりますとおり、債務負担行為の設定にあたっては、両市で必要とする施設規模、処理方式等の仕様に基づき、現在の市場価格から積算しており、事業費は妥当なものであると考えております。

2、基本計画の見直しについて、であります。昨年の10月臨時会において当事業の債務負担行為の予算の議決をいただき、組合では、11月16日に入札公告及び入札説明書等の公表を行いました。入札公告以降、本年6月を予定しております落札者決定までは一連の入札手続きであり、また、基本計画のベースとなる2市の上位計画の変更等もないことから、基本計画を見直す予定はありません。

3、建設事業費の削減について、であります。組合では、昨年の5月臨時会での否決を受けて、安心安全を確保したうえで要求水準書の見直しを行い、事業費を削減して、10月臨時会でその債務負担行為の議決をいただいたところであります。2番でもお答えしましたとおり、現在はその予算に基づく入札手続きの途中であるため、その事務を適正に執行してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（杉山誠君） ここで補足説明がありますので、これを許します。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 事務局長の望月でございます。先ほどの管理者の答弁について、若干補足説明をさせていただきます。1番目の質問の中の、高額となった理由で、「建設資材や人件費の高騰」と管理者が申し上げたところでございます。そのところで、実際の調査をしている経済調査会というところが、「積算資料」ということで、主要建設資材の動向を調査してございまして、それを月刊誌で出しています。例えば、異形棒鋼、鉄筋で波型のある、ぼこぼこした鉄筋がありますね。よくビルなどの建築で使う鉄筋です。鉄筋の棒なども、例えば平成22年を基準としますと、1キロあたり57.1円だったのが、31年の1月には72円、大体1.26倍になっております。あるいはH型钢、仮設材で使う赤い色をした、断面がH型をした鋼材があるわけですが、これも1キロあたり、平成22年を基準としますと69.4円だったのです。これが31年の1月ですと88円、やはり1.26倍くらいになっております。その他、生コンクリートは1立米あたり、平成22年を基準としますと1万2,450円だったものが、31年1月では1万4,000円、1.12倍になっております。あとは、コンクリートを使いますと、型枠という部分にベニヤの合板などを使いますけれども、ベニヤの合板が1枚あたり、これは900×1,800ミリの大きさですが、これが平成22年の時には910円でした。これが31年1月ですと1,380円、1.5倍くらい

なっています。もう一つは、バタ角といいまして10センチ×10センチの断面の角材です。ね、これは型枠を留めたり、重量物の下に敷いたりするものがあるのですが、そういう端材みたいな角材ですけれど、平成22年の時には1立米あたり2万5,200円だったものが、31年1月ですと3万1,000円、1.23倍になっております。傾向としては鉄関係と木材関係が少し上昇しているかな、ということが実態としてあります。それと、人件費の高騰ということで、代表的なもので建設工事の労務単価でよく用いられる普通作業員という労務者がいるのですが、こちらも平成22年が1万3,600円、平成30年が2万100円です。大体7,000円弱上がっているのですけれど、普通作業員につきましては平成25年が1万5,900円でしたので、平成25年くらいから上昇してきている傾向が見られます。以上補足させていただきました。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。西島議員。

○3番（西島信也君） それでは再質問をさせていただきます。最初に、建設事業費の債務負担行為額、これが高額になった要因は何かとお伺いしたわけですが、お話を聞いておられますと「高くないよ」と、こういうことをおっしゃっているように思いました。昨年12月、ふた月ほど前ですけれど、茨城県稲敷市・美浦村というところで組合を作っております江戸崎地方衛生土木組合、これは焼却場建設のための組合で、そこで昨年12月に入札が行われました。江戸崎地方衛生土木組合で造ろうとしているのは、伊豆市伊豆の国市よりちょっと小さいのですけれど、焼却量が70トン、DBO、発電付きですけれど、DBOが15年間ということでございます。伊豆市伊豆の国市よりちょっと規模が小さいということになります。その入札で、いくらで落札したかといいますと、落札額は約93億9,000万円。伊豆市伊豆の国市は200億円、この江戸崎地方衛生土木組合は94億円でございます。これは消費税が入っておりませんから、消費税を入れますと、8%10%がありますが、約102億円ということになるわけでありまして。今、事務局長さんが、縷々、コンクリが上がった鉄骨が上がったと、材料が上がった人件費が上がったというようなことをおっしゃいましたが、直近のですよ。2か月も経っていないところで94億円、約半額ですよ。それも落札したメーカーは名の通ったメーカーでございます。もちろんこれは競争入札、競争でやっているわけですから、何社か入ってやっているわけですから、その中でこういう結果なのですから、こういうニュースを管理者さんも聞いていることと思っておりますが、江戸崎地方衛生土木組合の94億円、消費税を入れて102億をどういうふうにお考えなのでしょうか。知らなかったら、事務局長さんでも結構ですが、お願いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 西島議員のご質問にお答えします。江戸崎地方衛生土木組合です。私もホームページ等で確認をしたのですけれど、議員のおっしゃるように、落札額93億9,881万円ということで、落札率からいうと67%くらいです。ということで、この手の工事としてはかなり低価格での落札だったと思います。当然、総合評価で行っていますので、金額プラス金額以外の要素、技術点ですけれど、その双方を評価しているわけでございます。特に江戸崎さんは技術点が4割・価格点が6割ということで、通常は技術が6・価格が4なのですけれど、かなり価格重視の入札方法で進めていたということがあります。低価格の要因というのが、あくまでも推測ですけれど、まず競争環境が若干違うのではないかと。どういうことかと言いますと、江戸崎さんは2社が参加した

のですけれど、この1つの会社、落札した業者が現在の炉の修繕、あるいは夜間の運転、維持管理を行っている会社だと聞いております。それと江戸崎さんというのは、今の施設を少し拡張して、基本的にはその同じ敷地内に施設を造るというものでございまして、今ある炉を動かしながら同じ敷地内に新たな炉を造るということで、その炉の移行ですね。焼却炉を運転しながら同じ敷地内に造っていくという制約がありまして、落札した業者、今運転している業者、維持管理している業者が、旧焼却炉から新焼却炉への移行ですとか動線計画ですとか、その辺を計画する上で優位に立っているのではないかと、そういうこともあるかと思えます。あるいは地域性というのもございまして、こちらは茨城県にありますので、先ほど普通作業員のことを申し上げたのですが、30年3月の労務単価で普通作業員は静岡県ですと2万100円、茨城県が1万9,100円です。これで1,000円くらい差がありますので、これは代表的な人工ですけれど、そういう人工等の違いもあるのかなと考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 事務局長さんからお話があったわけですが、その労務単価が茨城県は安いとか静岡県は高いとかいうことになるのですけれど、そんなことは微々たるものなのです。そんなことで100億円も違うわけがないじゃないですか。とにかく現実的に、消費税を除けば100億円以下でできるのだと。このメーカーはそんな変なメーカーではないと私は思っていますけれど、どのメーカーかは言いませんけれど。なぜ安くなったか。確かに私も安いと思えますよ。一つは競争原理が働いたということなのです。競争原理が働いて入札価格が安くなった、これは大きな要因だと思いますよ。一つお伺いしますが、入札公告を当組合でやりまして、もう締め切ったと思うのですけれど。先ほど来、管理者から、色々とうとうふうに入札してということはお話がありましたけれど、入札を受付けしたのは何社ですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 西島議員のご質問にお答えします。入札の手続きを11月16日に公告しまして、今、手続きの最中ではございまして、参加業者数とか業者氏名というのは、今は公表を差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） あれだけ管理者さんから入札の方法とか色々あったのですけれど。私が聞いたのではないのですけれど、あくまでも推測ですけれど、入札を受付けしたのは1社ではないのですか。私は1社だと思いますよ。そういう噂が流れていますから。ということになりますと、その1社が見積りをして、その1社が入札に参加するという、高くなるのは当たり前ではないですか。全然、そういう競争原理が働いていないですよ。とにかく、この組合の執行部は、安くしようという気が全くないのですね。

次にいきますけれど、先ほど来、答弁があったわけですが、2番目の、基本計画の見直しということをお話を申し上げたわけですが、見直ししたらどうかということをお話したわけですが、「いやいや、これはもう進んでいるから、基本計画の見直しはしないよ」というお話でした。そこで私は管理者にお伺いしたいのですけれど、私どもは焼却炉を造るなどと言っているわけではないのです。是非造ってもらいたいわけなのです。極力低価格、節約をして、不必要な設備とかその他を省いて、本当にコンパクトな安心安全な焼却場を建設していただきたいと切に願っているわけなのです。しかしながら、この200億円からの非常に大きい金額を出すということはいかがなものか。伊豆市伊豆の

国市の行政は、焼却場をだけを造って「はい、おしまいです」というわけではないのです。他にも、福祉・医療・介護、産業振興、観光振興、その他、あらゆるものが山積して、それぞれのあらゆるものにお金がかかってくるわけなのです。市民のためにやらなければならない色々なことが降りかかっているわけなのです。そういう中で一般会計の、伊豆市も伊豆の国市も、伊豆の国市はあまりよく知りませんが、同じかちょっと多いと思うのですけれど、170、180億の1年間の一般会計予算、それくらいしか1年間にないわけですよ、こういう小さい自治体は。それよりもまだ多い額をこの焼却場だけにつぎ込むというのは、全く、偏りすぎている。今後、借金返済が大変なことになってくるのは目に見えているわけです。あるいは合併特例債だって、そんなものに使ってしまえば、他のところに使えなくなるということがあるわけです。そういうことで借金返済その他において、非常に制約が出てくる。そこで一番困るのは、両市の首長さんなのです。やりたいことがあっても、お金がないからやれないというようなことになるわけです。そこを、どういうふうに管理者はお考えなのでしょう。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） 西島議員の質問にお答えいたします。議員はただいま「造ってしまえば、はい、おしまい」とおっしゃいましたけれど、そうでない施設である、これからのこのごみ行政であるということをよくお考えいただきたいと思っております。もちろんこのごみ焼却場は安いものではございません。私どもも、できるだけ安くできるように、少しでもできるように努力をしていることは、どなたもご存じのことと思っております。ごみの問題に関しましては、ただいまおっしゃったように、これからのその他の事業に関しましては、これはまさに一番原点となるところではないでしょうか。産業の振興につきましても、環境対策につきましても、これは一刻も早く造らなければならない時に来ているというのは、ご存じのことと思っております。特別債その他につきましても、これも私どもが大変な努力をして、合併特例債の延伸をも図ってきたわけでありまして、ご指摘の事柄に関しましては、一つ一つ大変努力をしてきておるということ、そして「高くてよい」などと思っははいないということだけは明言しておきます。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 先ほど、「焼却場を造ってしまったらもうおしまいだ」と西島が言ったというのですけれど、それは言いましたよ。おしまいでは困るよ、ということをおしは言いたかったわけでありまして。おしまいでは困る、他のところが困るじゃないか、ということなのですけれど。私が何でこんなことを言いますかは、要するに、過大なとてつもない立派な施設を造らなければならないのかと、あるいは不必要と思われる設備、例えば発電設備とかそういうものを造らなければならないのか、造ってもらっては困るよということをおっしゃっているわけなのですけれど。今から30年、40年前は人口が増えていって、社会も活気があって「何とか景気」などということになっていたのでしょうか。今は、景気は停滞していて、人口もどんどん減っていくということのわけです。私は昨年10月に、これから伊豆の国市・伊豆市で1年間に1,000人ずつ減っていく、と言ったのです。伊豆市は現実的に、合併以来毎年500人ずつ減っていますよね。それがなお加速して600人となる。伊豆の国市は毎年400人ずつ減っていくということで、減る量が加速度的に増えていくということでございます。焼却場はこれから20年、30年、40年と使っていかなければならない施設なものですから、例えば焼却炉のトン数、82トンというのは

過大か過大でないかはというのは、何遍も聞いて申し訳ないですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） お答えします。西島議員のおっしゃっているとおり、何度も何度も聞かれ、何度も何度も同じこととお答えしてまいりました。そしてそのお答えの中には、努力の進歩ということも入っていると思っております。それらを是非、西島議員は、市内のこの市民の方に、努力の進歩のところもお伝え願いたいと思います。

さて、先ほどの、人口の減少でございますけれども、伊豆の国市は5万でスタートしまして、合併から現在で何年ですか、現在4万9,000人です。4万8,800ですけど、そんなには減っていない。それは、西島議員も、そして伊豆市の皆さんも思っているんじゃないかと思っておりますけれども、伊豆市から流入された方もたくさんいらっしゃるわけでありまして。この問題について、私は、「伊豆市は人口が減少する。伊豆の国市はそれなりに増えている人もいます。亡くなる人もありますから」と、そういうふうに捉えてはおりません。2市の大切な問題だと思っております。ゆえに、一緒にやるのです。前に進んでいきましょう。お願いします。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 今、管理者、市長さんが、伊豆の国がスタートした時には5万人で、今、4万8,800人というお話ですね。昨年、ちょうど1年前の1月の伊豆の国市の人口は4万9,248人だったのですよ。これは市報に載っていますから。1年後の今年の1月は4万8,860人。388人減っているのです、伊豆の国市だって。私が前回言った400人減るというのは、私が勝手に言っているわけではなくて、社人研、国立社会保障人口問題研究所というところが発表した数値なのです。だから、14年間で1,000人しか減らないから、これからもそうだろう、というのはちょっと甘い、というかだいぶ甘い考え方だと思います。今、統計問題で国のほう、厚労省のほうもだいぶ揺れているわけですけど、ある程度これは信用していいのではないかと思うのです。とにかく、20年後には大体、今、伊豆市伊豆の国市で8万人とすると、6万人になると思うのです。非常に減ってくる。伊豆の国市さんはそういう手当ををしているから減らないかもしれないけれど、伊豆市は現実的にもう、合併以来減りに減って、7,000人も8,000人ももう減っているのです。総体的に、こういうことは市長さんがお考えいただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） 今、お話がありましたけれど、私がお話ししたのは、伊豆市も伊豆の国市も激減していると、その前におっしゃったから。激減しているという状況でもありませんと、正しく伝えていただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 「激減する」ではなくて「激減するであろう」ということなのです。現実的に14年間で1,000人しか減っていないのでしょう、伊豆の国市は。だからそれは激減とは言いません、微減ですよ。ですけど、これから減る、ということを申し上げているわけでございます。

最後の3番目になりますけれども、建設事業費の削減に努める考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか、という質問ですけど、どうも管理者さんのお話を聞いているとちょっとよくわからなかったのですけれど。220億円から206億円に削減したということは、これは評価すべきことだとは思いますが、しかし、よその事例が、江戸崎とか他

にもまだいっぱいありますけれど、安く造れる、造っているところがいっぱいあるわけなのです。伊豆市伊豆の国市は、伊豆の国市のことを言っでは申し訳ないですけど、財政力が伊豆の国市は弱くないかもしれない、伊豆市は弱いと思いますけれど、そういうところが、なんでこんな大盤振る舞いをして、こんなにお金をかけて造らなければならないかということで、削減する考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか。それだけ最後にお伺いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） 他市の、県外の市町と比較するのは、それは大事なことだと思っております。しかし、ちょっと例えが違いかもしれませんが、ふるさと納税につきまして、こういうものがあるといっても、私たちはせいぜい1億5,000万円から2億円くらいしかいただくことができないのに、140億とか、そういうところと比べてもいいですか、ということです。ですから、あまりそういう、これは例えが違いますけれども、他市がどうのこうのという、その市の事情、そして、行政のやっていく形、こういうものも全く違うのではないかと思っております。この施設に関しましては、ご存じのように、もう10年以上前から、やらなければならないことであったわけでありまして。そして私が6年前に、これはもう、すぐに取り組まなければならないこととして、進めさせていただいてきたことでもあります。その中にはやはり、伊豆の国市、伊豆市におきましても、どちらにおきましても伊豆半島の中の観光の中心にあるということも考えますと、やはり早く、そして将来に向かって堅固な、安心できるという、これを造っていかなければならないというところで、このような形で進めてきたということ。この経緯は西島信也議員が一番よくご存じのことと思いますので、どうか、今までこの議会で決まってきたこと、組合議会で決定してきたことなどを市民の皆さんによく周知していただくように、ご努力をお願いいたします。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 今、管理者さんから「周知してくれ」というお話がありましたけれど、一つここでちょっと言いますけれど、来る2月17日に意見交換会をやるから。それは今日の新聞に出ていますから、日日新聞の1面の一番下に出ていますから、またご覧になっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、3番、西島信也議員の一般質問を終了いたします。

○議長（杉山誠君） 次に、8番、田中正男議員。

〔8番 田中正男君登壇〕

○8番（田中正男君） 8番、田中正男でございます。通告してあります、入札について質問いたします。通告の内容は簡単にしてあります。（1）平成30年10月23日の組合議会臨時会において債務負担行為が可決され、11月16日に入札公告されましたが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。（2）、西島議員からも出ましたけれど、最近入札が行われた、茨城県江戸崎地方衛生土木組合のごみ処理施設、施設規模が70トン、35トン2基、DBOの運営維持管理15年、発電付き、の入札はどのように行われ、結果はどうであったか。以上、質問いたします。

○議長（杉山誠君） ただいまの田中議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 田中議員のご質問にお答えいたします。1、入札公告後の状況について、でございますが、先ほど、行政報告で述べさせていただきましたとおり、

昨年11月16日に入札公告及び入札説明書等の公表を行い、入札説明書等に関する質問受付・回答公表を経て、12月27日に入札参加資格審査結果の通知を行いました。本年1月には応募者の現地見学会、2月に入り応募者との対面による概要説明会を実施しております。

2といたしまして、茨城県江戸崎地方衛生土木組合の入札がどのように行われ、結果がどうであったかについて、であります。江戸崎地方衛生土木組合のホームページにおいて確認したところ、平成30年5月23日に総合評価一般競争入札方式として入札公告を行い、平成30年12月3日に最優秀提案者が選定されております。以上です。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。田中議員。

○8番（田中正男君） それでは再質問させていただきます。まず、当組合の入札の関係ですけれど、公告したということで、4月4日までの期間、入札を準備しているということだと思っております。実際に行われた入札公告の内容はホームページで見られるのですけれど、ちょっとこの中で気になったことがありますので確認したいのですけれど。この入札公告は4ページに渡ってあるわけなのですが、この中に発電のことについては、具体的に「発電付き」という表記はないのですね、ここには。あとの仕様書の中には入っているのですが、ここにあるのは「エネルギー回収率」ということで、「循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要綱に従い15.5%以上とする」というふうにはなっているのですが、発電付きであるというふうには公告の中では入っていないのですが、これはなぜでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 田中議員のご質問にお答えします。田中議員から今、公告ということでお話を伺ったのですけれど、入札公告というのは、この「公告」と書いてある3枚ものではなくて、このファイルをお示ししますけれど、このファイル全体が公告ということで、その発電実績については「入札説明書」というものが「公告」の次にありまして、この中に発電実績、一般廃棄物、ということが書いてあります。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 私もそれを確認して、要求水準書の第3節、計画主要目、余熱利用計画の中に、ボイラを使って発電するということが書いてあるのですが、一般的に公告したという内容にありませんでしたので、ちょっとどうなのか、というふうに思いました。エネルギー回収率というふうにしかなかったのか、やはりこの辺ははっきり「発電付き」と明記したほうがよかったのではないかと思いますので。それと、予定価格もその中に表示されているのですけれども、10月23日の債務負担行為額は206億円でしたけれど、ここで表示されている予定価格は202億8,240万円ですが。債務負担行為額と予定価格とは一致しないということは知っていますけれど、この額で4億円くらい下がっているのですが、この辺の経緯について、なぜこのような形で予定価格を提示したか、説明をお願いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。債務負担行為の金額と、この入札公告の中の予定価格との違いというのは、建設工事の施工監理業務の委託費がこちらの公告には入っておりませんので。あくまでも公告というのは、設計建設と運営事業費ということでございます。

- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） ということは、予定価格は債務負担行為額と一緒にということなのですね。実は、2番目で質問します江戸崎のほうは、この辺がだいぶ違うのです。債務負担行為額は160億円で可決したと思います。それを予定価格では140億円まで下げたと思いますが、その辺をご承知でしょうか。確認したいと思います。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。江戸崎地方衛生土木組合さんは、田中議員が160億円の債務負担とおっしゃったのですが、これは平成27年11月に可決されたのですけれども、翌年度の28年度の予算で否決されてしまいまして、債務負担行為自体は可決されているのでそれはずっと流れているのですけれども、再度平成30年5月に臨時議会で債務負担行為153億円としております。ですので、140億に税を入れると153億円くらいになるのではないかと理解しております。運営期間も、当初の160億円の時には20年間の運転・維持管理期間だったのですが、平成30年5月の153億円の時には運営期間を15年に変更しております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） わかりました。それと、予定価格は202億としているのですが、入札は税金なしで比較すると思うのですが、それもここに書いてありますね。予定価格は202億8,240万円で入札書比較価格は187億8,000万円ということで、これは消費税が入っていない額で入札は比較しますという表示だと思うのですが、202億と187億のこれは全て8%で計算なのでしょうか。債務負担行為の時には運営管理も含め、10%もあったり8%もあつたのですが、ここでいう数字は全て8%で計算だと思うのですが、それは間違いないでしょうか。なぜ全て8%か。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。公告の時点では、昨年11月16日ですので、まだ現行の消費税率8%ですので、それに準じて、公告時点の予定価格は8%の税率で定めております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 債務負担行為の時には、その見積額の説明の時に8%のものと10%のものがあって、それを両方計算して、額が計上されていたと思うのですが。そうすると、ここと数字が違ってくると思うのですが、その辺は整合性があるのでしょうか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 確かに債務負担の時には、運営維持管理のほうは10%で予算を取っております。これは、消費税率が8%から10%になるのは、今年の10月からということで、あくまでも先ほど申し上げましたとおり、公告時点では10%で予定価格を、まだ法律が施行される前ですのでそこで提示はできないということと、予算で10%取ったというのは、今後、消費税が8%から10%に上がるという議論はずっと国のほうで進んでいて、あとはそれがいつからかということだけであつたものですから、確実にこの契約で、20年間の契約をしますので、20年以内には10%になるだろうということで想定しまして、運営維持管理のほうは最初から10%で予算を取っております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） そうなりますと、あの時の10月の債務負担行為額というのは、8%のものと10%のものを含んだ額で設定されているのですが、ここで出している予定価格

の202億8,000万円は8%だけとなりますと、ちょっと、今まで10%で見ていた部分ほどこへ行ったのかということになるのですが、その辺は問題がないのでしょうか。数字が違ってくるのではないかと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 消費税率に関しては、まず、設計建設は8%で契約するのですけれど、その契約書の中で、消費税率の改正があった時にはそれに準じた税率を加算するという条文を設けております。また、運営維持管理のほうも、これは34年10月からの予定で、その時には確実に10%ですので、それは最初から10%で契約しようというふうに考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 別の質問になりますけれど、入札公告してから縦覧期間があつて、11月16日から12月17日の1か月間の縦覧期間があつたのですが、この間に何社の縦覧があつたのかということは公表できるのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 公告後の縦覧というのは、このごみ処理施設の整備事業では、性能発注ということによりまして、やり方が違って、応募があつて縦覧ではなくて、応募があつた後こちらで色々審査するわけですが、縦覧というのは通常の入札みたいには行わなくて、応募があつた後は、その方からの入札に対する質問を受けたり、そのやりとりをして、こちらで審査しまして、問題がなければ入札参加資格の有資格者と認定し、入札に参加できる資格を与えるというものでありますので、縦覧というのは設けていなくて、先ほど、西島議員の時にお答えしたのですけれど、数、業者名等については、今現在は申し上げられないわけでございます。

申し訳ございません。ここに縦覧という言葉があつて、公告から、11月16日から12月17日の期間が、一応、縦覧という言葉を使っております。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 今の局長の回答ですと、縦覧という言葉を使っているけど、一切、縦覧ではなくて、その質問を受けるということだと思つたのですが、その質問についてはいくつかあつたかと思つたのですが、質問の状況はどうだったのでしょうか。内容まで詳しく言えとは言いませんけれど、どのような質問、件数だったか、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 入札に関する質問ですけれど、例えば、入札説明書にあることです。一例を申し上げますと、運営事業者の本店所在地。これは伊豆市に置くのか、伊豆市または伊豆の国市内に置くということとなっているが、これは施設内に設置してもよいか。そういったちょっと細かい話です。あるいは、生活排水の放流の方法ですか、組合のインターネット回線・光回線の負担ですとか、そういったことの質問がかなりありまして、114ほどの質問がございました。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） その質問にも回答していると思うのですけれど、特にその質問の中で、これは問題だ、とか、再検討が必要だ、というようなことはあつたのでしょうか。もう全て決まっているような回答で、すぐ済んだのでしょうか。

- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 今言った114の質問については公開していますので。質問状とその回答ということで、ホームページに公開しています。特に困った質問というのですか、そういうものはございませんでした。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 私も一応見て、詳しく全部見たわけではないですけど、回答もしっかりしているところは見ました。例えば、地元業者を使うという、地元業者とは本社があるところか、営業所・支店があればいいのか、とかいうようなことも質問されて、それに対して組合が回答しているのを見ましたので、そういうふうに対応しているというのはわかるのですけれど。それはもう質問が終わって、今、その業者は提案書を作っている、精査しているという段階だと思うのですが、今は4月4日までの提出を待っているだけという状況なのでしょうか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。今の入札に関する質問というのは、第1回目が先ほど言いました12月27日までで回答しております。その後、今年になってから現地見学会を1月10日に行いまして、入札参加者に現地で土地の状況ですとか周りの建物の配置ですとか道路の接続状況とか、そういうものを現地で確認していただく、現地説明会を開催しております。その後、一昨日2月5日に、概要説明会というものを入札参加者に対して行いまして、これはどういうものかということ、対面での対話で、実際に組合が出してある要求水準書の基本的な考え方をきちんと入札参加者が理解しているかということで、基本的なコンセプトを入札参加者のほうから説明していただいて、それに対して色々と質疑応答していただくということを行っております。それが終わりますと今度、第2回の入札説明書等に関する質問というものをもう一回受付けて、それが2月20日まで受付けまして、さらにその回答を3月5日までいたします。その後4月4日までに、色々な質問・回答を踏まえて、技術提案書と入札書を出していただくということになります。4月4日の後は、6月中旬には応募者のヒアリングをもう一度行いまして、これは事業者選定委員会で行いまして、価格ですとか、非価格、技術点などを審査しまして、そこで最終的な優秀提案者を選定します。優秀提案者イコール落札者ということになりますので、落札者の決定は6月下旬を予定しております。その先を申し上げますと、7月中旬には基本協定を結びまして、基本協定を結んだ後は8月下旬に仮契約になります。仮契約の後、9月下旬には仮契約を本契約にするための組合議会を、臨時議会になろうかと思っておりますけれど開催しまして、議会承認をいただいて仮契約から本契約に移行していくということになります。以上です。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 今、スケジュール、予定は聞いたのですけれど、そうなりますと最終的に、入札参加業者数、参加業者名というのはいつ公表されるのでしょうか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 先ほど申し上げました、応募者ヒアリングの事業者選定委員会を6月中旬に予定していますので、その後になります。入札価格と技術点と講評を加えて、講評というのは評価ですね、入札に対する評価のコメントを事業者選定委員さんからいただいて、それを公に発表する、公表するということです。これが6月中旬ぐらいの予定です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） はい、わかりました。何社になるのかわかりませんが、先ほどの西島議員の質問の中では、西島議員は1社であろうというような話をしていますが、私もかなり少ない、見積りが1社でしたので、そういう形で進むであろうということを懸念しております。本当に、競争も働かずに、1社随契のような形になることを懸念しております。それは、回答は結構です。そういうふうに感じております。

それでは2番目の、茨城県の江戸崎地方衛生土木組合のことについて少し伺いますが、先ほど西島議員からも質問がありましたけれど、局長からも（1）の中でも少し聞いたのですけれど。債務負担行為が一度可決されたのですが、その後、翌年度の予算が否決されたということで、ちょっとその間空いたのですね。否決されたのには色々と理由があったと思うのですが、予算が否決された経緯についてはご存じでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 細かくは存じ上げないですけれど、否決された理由というのは、28年度の予算の時に否決されたというのは、やはり事業に対して説明がよくわかっていなかった、説明が不足だった、ということと、ちょっと拙速に進めすぎたのではないかとということもあって否決されたというふうに聞いております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 私も組合のホームページから見たのですけれど、その中で経緯が示されているのですけれど。先ほど局長が言ったように、敷地の拡張があったということで、かなり経費の増大が懸念されて、1市と1村、二つの自治体からの議会の議決や意見があつて、それを中断して、もう一回見直そうということで。組合も検討委員会などを作って検討してきた結果、一度否決され、それを再開したのですけれど、29年2月の組合の全員協議会で検討チームの最終報告がされたのですね。その中で、市と村の財政的な負担軽減を図るためには、ということで、事業前倒しによる震災復興特例交付金、これがあるのでしょうか、ここはこれを取得しようということで、それや、入札の複数業者の参加による競争性の確保が最も効果が高い、ということ報告して、それで新たにまた入札の検討を始めたのですが。その後行った入札の、アンケートというのを出したと思うのですが、そのアンケートを何社に出したかご存知でしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。16社にアンケートを依頼して、10社から回答があつたと聞いております。最終プランの決定のための調査ということです。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） そうですね。16社、私は15社かと思っていたら16社、これはほとんど全てのプラントメーカーなのですね。そこにアンケート依頼をしたということで、この中には、この組合は発電付きなのですから、発電実績のない業者にも依頼したのですね。最終的には入札も参加オケーで、実績あるところないところ関係なく、発電付きで提案してくれ、ということを出していると思うのですが、その辺の経緯についてはご承知でしょうか。発電なしのところも参加を認めているということです。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） お答えします。先ほどちょっと申し上げたのですけれど、このアンケートは債務負担の額とか予算だけのことではなくて、江戸崎さんはその拡張地の敷地のことでちょっと揉めていて、そのプラン、拡張案でいくのかコンパクト案でい

くのか、その事業の方向性ですね、進め方についてメーカーにアンケートを取っているということを知っていますので。あくまでもお金や発電実績等ではなくて、全体的な施設整備の進め方についてのアンケートというふうに聞いています。発電実績がどうかという具体的なところまでは決めてなかったのではないかと思います。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 実際にアンケートを取った中で、金額なんかも各社が提示して、工事費がいくら、運転管理費がいくらということで、合計で何億円ということで出していますので。当然その発電がついている運転管理をするということで金額を出していますので、この組合は発電実績がなくても安全に運転できる提案をしていれば結構ですということを出していると私は聞いています。その中で、10社が答えてきた。そのうち3社が、発電実績がない会社、事業所、プラントメーカーが、その回答をしてきたというふうに聞いています。やはり、その組合を構成する市と村が財政的な負担を軽減するためにはということで、検討された結果、実績を問わないで、実績がなくてもということで、発電付きの事業を進めるということに踏みきったというのは、本当に市民の、市の、村の財政を考えて、かつ安全に安定的に焼却・発電をするのだという前提の上で行ったということは評価するべきだと思うのですね。安全安心が大前提ですけれど、では高ければいい、高くてもいいのかということで、それは安いほうがいいということになりますと、しっかり競争をさせていいものを造るという、そういう姿勢が私は今回のこの入札には見えると思うのですね。先ほど管理者は、安いのは色々事情があって、その市の事情があってと言うのですけれど、そうではなくて、それもありますけれども、やはりその姿勢なのです。いかにいいものを造って、安く造るかという姿勢、そのためにはどうするかという。発電は付けるということは決めた以上、決めたけれど、それは実績を問わなくてもしっかりしたものを造ろうじゃないかという、その姿勢があるからこそ、江戸崎はこれだけの競争が働いて最終的にはかなり安い金額で落札したということで、相当財政的な負担が軽減され、市の財政が厳しくなるところが相当緩和されたのではないかと思うのですね。そういう立場に立つべきだと思うのですが、江戸崎のこういう考えについて管理者はどう考えますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） ご質問ありがとうございます。お答えします。その、最後のところですが。もちろん、この伊豆市伊豆の国市の、この事業に関しましてはとにかく安全、これがまず、第一だと思っております。そして地域の環境に配慮したものであること。それからごみを出しやすい環境に持っていくこと。これらが大切だと思っております。江戸崎のことも、答弁にありましたくらいのことは、私もその周辺については学びましたけれど、茨城県が原発の交付、このこともその対象に入っていたのか、あるいはそのあたりで住民の皆さんが大変に危機感を持ったのではないかとということもあり、そこについてはもう一度私自身も調べたいと思っております。以上です、ありがとうございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 江戸崎の入札、最後は2社で入札をしたというふうに聞いています。結果的には2社とも実績のない会社どうしが入札に参加して競い合ったというふうに聞いています。やはり、その実績がなくてもしっかりできるのだということを確認して、組合のほうはそれで決定したのだと思いますけれど。実績がないところでも、やはり実

績は取りたいし、頑張りたいという気持ちは当然働くと思うのですね。それも私はあつたかと思うのです、今回の場合は。発電実績になりますから、そういう点では相当頑張ってくれたのではないかと、予定価格より相当安い金額で落札することができたというふうに私は考えます。伊豆市伊豆の国市のこの組合では、今のところ、実績は要るのだということで発電実績を外していませんけれど。私は十分これは外してもやっていける、安心をちゃんと確保するということを念頭に置いて業者をもっと広げるということはやはり必要だと思うのですが、今のところそれがされていないのは非常に残念であります。今後も引き続きその削減、2市の財政負担を極力減らすということを念頭に置くべきだと思うのですが。その基本的な考えは、管理者はどうでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） 現在も努力はいたしております。以上です。

○8番（田中正男君） 結構です。

○議長（杉山誠君） これにて、8番、田中正男議員の一般質問を終わります。

○議長（杉山誠君） ここで休憩を取りたいと思います。11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

先ほどの田中議員への答弁の中で、訂正の申し出がありますので、これを許可します。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 先ほどの田中議員への答弁の中で、運営維持管理の業務委託契約の税率についてですけれど。私は「10%で契約して」と言ってしまったのですが、契約の時点では、9月の下旬頃、議決を経て本契約になるということですので、まだ8%ですので、8%で契約いたしまして、その後、設計建設と同じように、契約書の中に「税率が変更された場合には増加分は発注者が負担する」というような文言を入れております。訂正させていただきます。以上です。

○議長（杉山誠君） 日程第9、議案第1号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第4回）」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第4回）につきまして、提案理由を申し述べます。本案は、新施設整備事業の事業者選定アドバイザー業務委託料について、継続費の変更を行うものであります。詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは私から、議案第1号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第4回）」の内容の説明をさせていただきます。今回の補正は、継続費の変更を行うものでありまして、議案書の3ページをお願いいたしま

す。第1条としまして、継続費の補正、内容は第1表によるところでございます。1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。第1表、継続費補正でございます。こちらの内容ですけれど、3款衛生費、1項清掃費、新施設整備事業（事業者選定アドバイザー業務委託料）、総額3,795万7,000円の継続費でございますが、継続費の年度につきまして、補正前の平成29年度から平成30年度までを、補正後の平成29年度から平成31年度までの3か年度に変更を行うものであります。当事業につきましては、事業期間が当初の予定から半年間延長となったため、継続費の年度を変更するものでございます。なお、事業費の総額及び年割額につきましては変更せず、平成31年度は、平成30年度からの逡次繰越による執行のみを予定しております。以上で、議案第1号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第4回）」の説明を終わります。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる、本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第1号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第4回）」を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第10、議案第2号「平成31年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 本案につきましては、組合を構成しております伊豆市、伊豆の国市と協議のもと調製した、平成31年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,400万円となっております。主な事業といたしましては、平成31年度から、新ごみ処理施設建設工事に着工いたします。これに伴い、新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料も計上してございます。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第2号「平成31年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」の内容の説明をさせていただきます。別冊の予算書1ページをお願いいたします。まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を2億5,400万円と定めております。第2条では、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めております。

4ページ、5ページをお願いいたします。最初に、4ページですけれど、第1表の歳

入歳出予算の歳入であります。1款分担金及び負担金につきましては、1項負担金に2億5,399万7,000円を計上してございます。これは、構成市であります伊豆市、伊豆の国市からの負担金でございます。2款諸収入は1項雑入に1,000円、2項預金利子に1,000円で合計2,000円計上してございます。3款繰越金は1項繰越金に1,000円計上してございます。以上、歳入合計額は、2億5,400万円となります。

続いて隣の、5ページの歳出になります。1款議会費、1項議会費は48万6,000円であります。定例会2回、臨時会1回、全員協議会3回分を計上してございます。2款総務費は1項総務管理費が4,433万3,000円、こちらの支出内容は主に組合職員5名分の人件費負担金でございます。2項監査委員費は23万4,000円で、2款総務費合計で4,456万7,000円となっております。3款衛生費でございます。1項清掃費が2億694万7,000円あります。主な事業としましては、新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料が1,728万円。配水管布設工事に伴う設計業務委託料が367万3,000円。本年度着工となります伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事が1億7,787万6,000円、などでございます。次の4款予備費でございますが、200万円計上してございます。以上、歳出合計額は、2億5,400万円となります。

続いて1ページめくっていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為ということで、事項は伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業、内訳としまして、設計・建設業務、施工監理業務、運営・維持管理業務でございます。期間は平成32年度から平成54年度まで、限度額は204億7,220万4,000円であります。平成30年度に債務負担行為を設定しまして入札公告を行い、事業者選定手続きを進めているところでございます。昨年10月の臨時会で申し上げましたとおり、当事業の本契約は平成31年度になるため、平成30年度に設定した債務負担行為は年度の終了により効力がなくなることから、再度、平成31年度予算にて債務負担行為の設定が必要となるということであり、期間、限度額につきましては平成31年度歳出予算に計上する分を控除しまして設定しておりますが、事業内容と事業総額につきましては、平成30年度に設定した債務負担行為と同一のものとなります。

予算の説明は以上となりますけれども、詳細につきましては7ページ以降に事項別明細書、また資料としまして「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合2月定例会に上程する議案について(説明書)」ということで、事業内容等を記入したものがございます。こちらをご覧いただきまして、内容をご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長(杉山誠君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑の通告がありましたので、これを許可します。3番、西島信也議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番(西島信也君) 3番、西島信也です。私は、議案第2号につきまして、質疑をさせていただきます。内容は、ただいま説明のあった、債務負担行為額の変更ということでございます。まず最初に、この焼却場建設費・維持管理費の債務負担行為は、平成30年10月23日に206億6,736万円で可決されたということでございますけれども、可決されたものをなぜもう一回やるのか。内容的には全く同じといたしますか、やる内容は同じなのに、なぜやるのか。ということで、今、事務局長から説明がありましたが、もう一回私が言いますと、債務負担行為は予算の一部であり、その効力は議決がなされた年度に限られるため、当該年度に契約が締結されなければ、設定した年度の終了により効力を失

ってしまう。そういうことを言っているわけですけど、そんなことは、私はないと思いますよ。

質問を続けますと、しからは、昨年の10月23日にやった債務負担行為の取扱いはどうなるのか。取消し手続きはどうするのか、自動的に消えてしまうのか、どうもよくわからない、ということですね。

それからもう一つ、「年度内に契約をしなければ効力がなくなる」と、こう言っているわけですけども、その法的根拠はどこにどういうふうに書いてあるのか。私が見ましたけれど、そういうものはどうも見当たらないわけですけど。それを教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（杉山誠君） ただいまの西島議員の質疑に対し、答弁を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 西島議員のご質問にお答えします。まず、今回、債務負担行為を再度設定する理由について、であります。10月の臨時会でもご説明させていただいたところではありますが、今回は、入札公告に際し、予算の計上が必要となることから、債務負担行為を設定したものであります。総合評価一般競争入札方式では、入札公告後、事業者による事業提案書の作成から、事業者決定までの審査等に相応の期間を要するものであり、当事業の契約締結は、平成31年9月下旬を予定しております。債務負担行為は、予算の一部であり、設定した年度に契約が締結されなければ、年度の終了により効力を失ってしまうため、今回、再度、債務負担行為を設定し、当事業の一連の入札手続きに伴う債務負担行為の効力を継続させようとするものであります。

次に、前回設定した債務負担行為はどうなるのか、ということについてであります。最初のご質問でお答えしましたとおり、平成30年度に設定した債務負担行為につきましては、当該年度中に契約が行われないことから、年度の終了によりその効力を失うこととなります。当事業につきましては、昨年11月16日の入札公告以降、一連の入札に関する手続きが平成31年度にわたり継続して行われるため、引き続きその予算措置が必要であり、債務負担行為の効力の空白期間を生じさせないために、平成31年度当初予算で、再度、債務負担行為の設定を行うものであります。以上です。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質疑を許します。再質疑はございますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 答弁漏れがあります。まだ1回目の質問のうちの。

○議長（杉山誠君） 指摘してください。

○3番（西島信也君） 私が聞いたのは、法的根拠はどこにあるのか、ということを知りたいのです。債務負担行為を議決した後、年度内に契約をしなければ効力が失われるという、その法的根拠。

○議長（杉山誠君） 法的根拠についての質疑がありました。それでは、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 西島議員のご質問にお答えします。法的根拠、予算の当年度に失効という法的根拠は、地方自治法の第211条に、失効するとは直接書いていないのですが、ちょっと読ませていただきますと、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し」というふうにあります。毎会計年度予算、ということで、会計年度ということですので、ここから読み取れることは、予算というものは会計年度で始まって、会計年度で終わる、ということの意味するものと理解しております。以上です。

○議長（杉山誠君） それでは再質疑を、西島議員。

○3番（西島信也君） 2回目ですね。今、説明があったわけですが、それは債務負担行為ではなくて、歳出予算に関わる規定なのです。歳出予算と債務負担は違うのですから。この議案にも、最初に歳入歳出予算と債務負担行為と分けてあるでしょう。歳入歳出予算と債務負担行為とは別物なのです。債務負担行為というのは、後年度以降において支出することを目的としたものですから、そのための債務を負担するという行為ですから、契約は、支出する年度に契約するのは当然のことです。おたくさんたちが言っているのは、歳出予算は、それは確かにそうですよ、年度内に終わらなければまずいわけですね。歳出予算と債務負担は違うのですから、と思いますね。何か答えられたら教えてください。答えられなかったらいいですよ、別段。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。今、西島議員は、歳出予算と契約する年度、ということをおっしゃったのですけれど、通常ですと、契約する年度、契約しますと支出負担行為をしまして、契約する年度と支出する年度は、普通は同じ年度内で行うのです。ところが、債務負担というのは、予算外義務負担と昔は言っていたのですけれど、契約する年度と支出する年度が異なる、これが基本でございます。契約は例えば30年度にしたかっただけですが、支払い、支出は31年度以降になる、そういう将来的な債務を負担するという意味で債務負担行為と言うのですけれど、契約をする際に必要な予算措置ということで債務負担行為があります。実際は入札公告で、まだ契約していないではないかという考えもあるのですけれど、入札公告というのは支出負担行為の一部とみなされると。入札公告することによってその事業の、入札というのは契約の相手を求めることですので、支出の負担を前提として入札公告を出すと。それでは予算がない中で、入札公告を出していいのかと、その事業をやるかどうかの予算がないのに入札参加者の誘引、公告・募集になりますけれど、それを出していいということになります。やはりそこは予算がきちんと確保されていなければ、入札の公告というのは契約を前提としているものですので、支出負担行為の一部とみなされるということで、債務負担を入札公告のために昨年10月に設定いたしました。あくまでもその設定した年度に限られるわけで、契約しないとそれが失効してしまうということで、今回もう一度、その予算が途切れてしまうということは避けなければなりませんので、絶え間なくこの予算措置をするうえで今回の債務負担行為を設定するというところでございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑を許します。西島議員。

○3番（西島信也君） そのところをごちゃ混ぜにしている、ということなのです。今、事務局長さんがおっしゃったように、10月に206億円の債務負担行為をやったわけですよ。それは、31年度から54年度までということでしょう。30年度には予算はないわけです。だから、おかしいのですよ。いいです。考え方が違うようですが、あとは討論で私が言います。終わります。

○議長（杉山誠君） これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「あります」との声あり）

○議長（杉山誠君） 西島議員は反対討論ですか。それでは最初に、西島議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は、議案第2号につきまして、反対討論

を行います。もう一回言いますと、当局側の説明では、債務負担行為は予算執行の一部でありその効力は議決がなされた年度に限られるため、当該年度に契約が締結されなければ設定した年度の終了により効力を失ってしまう。こう言っているわけなのです。けど私は、それはおかしいと言っているわけです。債務負担行為と歳出予算の相違点は何かといいますと、歳出予算が当該年度限りのものであるのに対し、債務負担行為は原則として後年度以降において経費支出が予想される点にあるわけです。債務負担行為の内には、年度内に補正予算が議決されることを予想して契約等を締結すること、すなわち現年度においても歳出予算に含まれているもの以外に債務を負担する行為を含めることも可能であるが、債務負担行為として予算で定めるものは、一般的には次年度以降において経費の支出を伴うものがほとんどであります。要するに、先ほども言いましたが、当局側は歳出予算と債務負担行為をごちゃ混ぜにしているということなのです。債務負担行為が全然違っていけば話は別ですよ。ほとんど同じというか、内容的には全く同じものを、「日本広し」といえ、2回もやるなんていうことは、聞いたことがありません。歳出が予定される年度に契約を締結するのは、これは当たり前のことです。歳出がまだ後年度以降であるのに対して、債務負担を外して普通の場合、歳出予算においてはその前年度に契約するということが自体が異常なことでありまして、要するに、10月23日の206億円の債務負担において後年度に契約を締結するというのは、それは変なことでもなんでもなく、ごく当たり前のことだと私は思いますけれど。よって私は、当局側のそういう解釈は間違いであると、私は思うわけでありまして。これはできれば、この予算案は撤回してもらったほうがいいと思うのですけれど。とにかく、再び同じような債務負担行為を2回も設定するということが、法的根拠もなく、非常に不適切であると言わざるを得ません。

また、付け加えますと、私はこの200数億円という債務負担行為額は、これは当初から反対しておりますので、私にとりましては、どこから見ても欠陥がある、という予算であります。以上、私の反対討論といたします。

○議長（杉山誠君） 次に、本案に対する賛成討論を行います。討論はありますか。1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。議案第2号「平成31年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」について、賛成の立場から討論をいたします。

今回、平成31年度当初予算について、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,400万円とし、合わせて、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の債務負担行為を定めるものでございます。当組合にとりまして平成31年度は、事業者が決まり、工事が開始される、重要な年でございます。歳出予算では、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事に1億7,787万6,000円、新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料に1,728万円が計上され、いよいよ本格的な着工を控えた予算内容となっております。

新ごみ処理施設整備・運営事業については、既に昨年10月の臨時会において、施設整備から20年間の運営までを一体とした予算、債務負担行為が議決されております。昨年11月に行った入札公告から、平成31年度に予定している事業者との本契約、それに続く工事着手など、事業を着実に前へ進めるための今回の予算は、重要な位置づけであると認識している次第であります。十数年にわたる新ごみ処理施設整備事業に決着をつけ、事業者の決定、工事開始の時期を迎えるにあたり、当予算の内容は妥当なものであると

考えます。今後も、スピード感を持ち、着実に事業を進めていくことを求め、私の賛成討論といたします。

○議長（杉山誠君） 他に討論はございますか。8番、田中正男議員。

〔8番 田中正男君登壇〕

○8番（田中正男君） 組合議員8番、田中正男です。議案第2号「平成31年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」に対する反対討論を行います。本会計予算は、昨年10月23日に行われた組合臨時会において議決された、平成31年度から平成54年度までの新ごみ焼却場建設及び維持管理費の債務負担行為額206億6,736万円の内容が、平成31年度予算の一部と平成32年度から平成54年度までの債務負担行為に分かれて計上されています。金額が分かれています、昨年の臨時会と同じことが再度議会にかけられたこととなります。一度議決した債務負担行為を、再度議案として議会の議決を求められることについては、前回の議決は無効になったのか、何のための議決だったのか、など、腑に落ちない点もありますが、提案された以上は、再度、議員として態度を示すこととします。本来ならば、一度議決された事案については、個人は反対であっても、多数をもって議決された場合は、その決定に従って協力し、結果が出た時には当時の判断がどうだったのかを総括し継承していくものと認識していますが、今回は稀なケースで、同じ内容の債務負担行為の二度目の判断が問われています。組合の提案が同じ内容の債務負担行為ということなので、今回も私は同じ理由で反対の立場であります。

行政が行う、30年に一度という200億円を超す多額な事業で、市民の税金も投入する議案が、両市議会にはかからずに、8人の組合議員だけで決めることとなります。問題が起きれば、組合とともに議会も議決した責任を問われることになるので、しっかりした責任のある判断が求められると考えています。

昨年11月16日に入札公告されていますが、私が10月23日の臨時会で指摘した点が変更されず、そのまま行われていることは、正常な入札、適切な入札が行われているとは言い難い。今からでもやり直すべきであります。私が反対した理由は四つありました。

・繰り返しますが、一つは、債務負担額の妥当性を組合は言いましたが、根拠が破綻し、適正とは言い難いことです。比較の根拠に都合のいいものを使い、また内容が違うものをトン数だけで類似施設として比較して、いかにも当組合の金額が安いように表示していました。市民を騙すようなことをしていたのです。

二つ目は、発電の必要性です。循環型交付金をもらうために発電を付けるとしていましたが、合併特例債の延長により利用可能となり、地方交付税措置されれば交付金がなくても5月9日の時より財政負担は軽減されます。元々、100トン以下や70トン程度は、発電効率が悪いと言われていました。発電をやめることは、建設費と維持管理費の削減になり、施設もコンパクトになります。もちろん、事故やトラブルも起きません。買う電気料が必要になりますが、見積りの電気料は伊東市が行っている140トンの焼却炉より高い金額を設定しています。また、20年間に売る5億6,000万円の売電収入の根拠も信用し難いものがあります。さらに、発電をやめることにより、16社とも言われる焼却プラントメーカー全てが入札の参加条件を満たし、複数の入札参加により公正な競争が期待できます。

三つ目は、入札条件に合う8社に見積りを依頼したにもかかわらず、1社しか応じなかったことを、良しとしていることと、その見積金額を債務負担金額にしていることです。そしてその1社が入札し、予定価格近くで決まることが予想され、1社の言いなり

の金額で決まることとなります。このことは、昨年4月27日に行われた両市議会議員説明会の講師、荒井喜久雄氏が、最近の状況だとして説明がありました。だから良いのではなく、このままでは公平な競争による入札にならないことは大問題であります。市民の税金が食い物にされてしまいます。

四つ目は、入札条件に発電実績があることとして、入札参加者を絞っていることです。安全安心のため実績は重要としていますが、ほとんどの焼却炉メーカーは自前の発電機械は持っておらず、国内に3社あると言われている発電メーカーの機械を買って付けています。自前の焼却炉に他社の発電機をセットして発電を行っています。発電実績のないプラントメーカーも、同じように他社の発電機をセットして発電するわけで、そこでの発電のノウハウは、発電機メーカーの機械が全国で行っている発電のノウハウがありますので、発電機メーカーと連携すれば、問題なく運転できると言われています。重要なのは、いかに安定的に焼却が行われ、高温の熱量を維持できるかで、それにより安定的な効率の良い発電ができると言われています。いかに良い焼却をするかは、焼却炉メーカー全てが持っているノウハウがありますので、発電実績がないことが、安全安心を確保できないとの根拠は成り立ちません。発電実績を入札条件にすることは、多くのプラントメーカーを入札に参加させたくないことを意味していると言わざるを得ません。また、佐野地区から、安全安心な施設を、という要望は、焼却が正常に行われ、事故や有害物質の飛散がないこと、ではないでしょうか。佐野区の役員に聞きましたが、区民は焼却の内容や発電のことなど知らない、ただ安全安心な施設を要望しているといえます。どのプラントメーカーも安全安心な施設を造ることは基本の基本です。ここで発電実績を盾に、公平な入札を阻害することはあってはなりません。発電実績を入札参加条件から外し、その代り、「安全安心な発電をする提案」をすることを加えれば、基本計画を変えることもなく、時間も手間もかからず行えると考えます。そうすれば国内16社ともいわれるプラントメーカーが参加可能となり、公平な入札による競争が行われ、適正な価格による建設、維持管理になると考えます。

最後に、環境省の手引きは、「談合や価格つり上げなどの問題や課題に対応するためには、市町村自らが入札、契約の方法の見直しや改善に取り組むことが重要である」としてしています。今からでも、見直しをすべきであります。ここで立ち止まってやり直すことは、多少のダメージはあると考えますが、このまま進み、将来に禍根を残すこと、市民に負担をかけることは、はるかに問題と考えます。以上、本議案に対する反対討論といたします。

○議長（杉山誠君） 他に討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉山誠君） それではこれにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第2号「平成31年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組会計予算」を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山誠君） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第11、議案第3号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査

委員の選任について」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。  
管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 議案第3号でございます。本選任案は、地方自治法第196条第1項に基づく監査委員の選任同意についてお願いするものであります。識見を有する者のうちから選任する監査委員の同意について、現在、監査委員に選任しております宮内知秋氏に引き続き監査委員をお願いするものでございます。

宮内氏は、昭和46年から平成20年までの37年余りにわたりスルガ銀行株式会社に勤務され、その後、同銀行の審査部審議役に就任、平成23年10月から現在まで伊豆市の代表監査委員を務めるなど、豊富な知識と経験を有しており、平成27年5月から当組合の監査委員を務めていただいております。

来る4月30日に任期が満了となりますが、引き続きその任に当たっていただくことが最適であると判断いたしました。なお、任期は平成31年5月1日から平成35年、2023年4月30日までの4年間となります。ご理解いただきましてご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第3号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について」を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（杉山誠君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成31年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。大変にご苦労さまでございました。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 山 誠

副 議 長 田 中 正 男

署名議員 笹 原 恵 子

署名議員 八 木 基 之